

国土専建第 55 号  
令和 2 年 3 月 24 日

北海道開発局事業振興部長 殿  
各地方整備局建政部長 殿  
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

土地・建設産業局建設市場整備課長  
(公印省略)

### 測量法に基づく測量業者の登録事務の取扱いについて（改正）

「測量法に基づく測量業者の登録事務の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 22 日国土建整第 185 号）について、測量法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 16 号）の公布に伴い一部改正したため、下記のとおり通知する。今後の事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

#### 記

#### 【第 55 条関係】

##### 1. 登録の有効期間の取扱いについて

登録の有効期間は、登録のあった日から 5 年目の登録があった日に対応する日の前日をもって満了する。なお、有効期間満了の日が休日（行政機関の休日に関する法律に定める休日）であってもその日をもって満了する。

##### 2. 更新の登録の申請について

更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日 90 日前から 30 日前までの間に登録申請書を提出しなければならないものとする。（測量法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条）

#### 【第 55 条の 2、第 55 条の 7 関係】

##### 3. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所をいう。ただし、測量業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であって測量業にはまったく無関係なもの及び単に登記上の本店等にすぎないものは本条の営業所に該当しないものとする。

また「常時測量の請負契約を締結する事務所」とは、契約締結権が包括的に委任されている事務所をいい、契約締結権が一定の請負金額又は地域等に限定されていても、包括的に委任されている場合は該当するものとする。

#### 4. 役員の範囲について

「役員」は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者とし、「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

なお、「役員」には、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まないものとする。

#### 5. 主として請け負う測量の種類について

「主として請け負う測量の種類」については、「三角測量」、「多角測量」、「水準測量」、「地形測量及び平面測量（空中写真によるものを除く）」、「空中写真撮影」、「空中写真図化」、「地図の調整」、「その他の測量」の区分から該当するものを登録申請書に記載させるものとする。

#### 6. 測量業以外に行っている営業の種類について

「測量業以外に行っている営業」とは、登録を受けようとする測量業以外の営業をいい、継続的又は反復的に行われているもので、他の法令、規程等で許可、登録等を受けている営業がある場合は、その営業の種類を登録申請書に記載させるものとする。

### 【第55条の3関係】

#### 7. 登録申請書の添付書類について

法55条の3第3号の規定により財務に関する書類を提出しようとする法人は、以下の規定に準拠した既存の貸借対照表及び損益計算書を提出しなければならないものとする。（施行規則第13条第1項第1号）（令和2年4月1日より適用）

- ・株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は有限会社である場合においては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）
  - ・一般社団法人又は一般財団法人である場合においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）
  - ・公益社団法人又は公益財団法人である場合においては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
  - ・事業協同組合である場合においては、中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）
- また、更新の登録を申請する者は、申請する際、既に直前1年の事業年度の財務に関する

る書類（財務諸表及び納税証明書）を提出している場合、その提出を省略することができるものとする。（施行規則第13条第2項）

#### 【第55条の4関係】

#### 8. 登録免許税の納付及び還付について

##### (1) 登録免許税の納付について

地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）の登録を受けようとする者が、登録免許税を現金で納付する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納付するものとする。

##### (2) 登録免許税の還付について

登録申請を取下げの場合又は登録申請が却下された場合において、当該申請に伴って納付した登録免許税の還付を受けたい者については、次により取り扱う。

- ① 登録申請を取下げの場合には、登録申請の取下げ願書（別紙1）に登録免許税の還付請求書（別紙2）を添えて、地方整備局長等あてに提出させる。
- ② 登録申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付請求書に当該申請に伴って納付した登録免許税の領収証書を添えて、地方整備局長等あてに提出させる。

#### 9. 非課税の場合について（登録免許税法第5条第13号関係）

測量業者の登録を受ける者であっても、個人で測量業者の登録を受けた者の相続人が引き続き測量業者の登録を受ける場合、及び法人で測量業者の登録を受けた者が他の法人と合併するために解散し、新たに設立又は吸収合併した法人が引き続き測量業者の登録を受ける場合には、登録免許税が課されない。

#### 【第55条の5、第55条の6、第55条の7関係】

#### 10. 登録又は登録の拒否の通知について

- (1) 法第55条の5第1項の規定による登録をした場合においては、新規登録の申請者に対しては別紙3-1により、更新登録の申請者に対しては別紙3-2により通知するものとする。
- (2) 法第55条の6第1項の規定による登録の拒否をした場合においては、申請者に対し、別紙4により通知するものとする。
- (3) 新規登録、更新登録の申請者には、通知用の封筒（住所・宛名を明記したA4封筒に所要の切手を貼ったもの）を当該申請書に添付させるものとする。

11. 変更登録又は変更登録の拒否の通知について

- (1) 法第 55 条の 7 第 3 項の規定による変更登録をした場合においては、申請者に対し、別紙 5 により通知するものとする。
- (2) 法第 55 条の 7 第 3 項の規定による変更登録の拒否をした場合においては、申請者に対し、別紙 6 により通知するものとする。
- (3) 変更登録の申請者には、通知用の封筒（住所・宛名を明記した A 4 封筒に所要の切手を貼ったもの）を当該申請書に添付させるものとする。

**【第 55 条の 8 関係】**

12. 書類の提出について

法第 55 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による書類（定款を除く。）の提出については、別紙 7 を表紙に用いて提出させるものとする。また、同条第 2 項の規定による定款の提出については、別紙 8-1 を表紙に用いて変更後の定款を提出させるか若しくは別紙 8-2 の定款変更届を提出させるものとする。

**【第 55 条の 9 関係】**

13. 廃業等の届出について

法第 55 条の 9 の規定による届出は、別紙 9 により届け出させるものとする。この場合、届出者には、登録の消除の通知をするので、通知用の封筒（住所・宛名を明記した A 4 封筒に所要の切手を貼ったもの）を当該届出書に添付させるものとする。

**【第 55 条の 10 関係】**

14. 登録の消除の通知について

法第 55 条の 10 の規定により登録を消除した場合においては、届出者又は当該測量業者に対し、別紙 10 により通知するものとする。

**【第 55 条の 13 関係】**

15. 測量士の設置について

「営業所ごとに測量士を一人以上置く」とは、測量業者（法人の場合は役員）がその使用人を各営業所に配置することであり、この場合、置いた者（測量業者）と置かれた者（使用人）の間には常勤的な雇用契約が締結されていることを必要とする。なお、測量業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が測量士である場合については、法第 55 条の 13 第 2 項の規定によりその者が自ら主として業務を行う営業所については同条第 1 項は適用しないものとする。

## 【第 57 条関係】

### 16. 登録の取消しの通知

法第 57 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消す場合においては、当該測量業者に対し、別紙 11 により通知するものとする。

## 【その他】

### 17. 登録番号について

(1) 登録番号は、地方整備局等单位ではなく全国を通して、登録をした順に付与することとする。

(2) 登録番号の ( ) 書きには、登録の更新の回数に 1 を加えた数を記入するものとする。

(例) 2 回目の更新登録の場合 「登録第 (3) -                      号」

(3) 既に受けていた登録が効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

### 18. 行政手続法第 6 条の標準処理期間について

法第 55 条第 1 項に基づく測量業者の登録申請、法第 55 条第 3 項に基づく測量業者の更新登録申請及び法第 55 条の 7 第 1 項に基づく測量業者の変更登録申請に対する処分に係る標準処理期間については、原則として、申請の提出先とされている地方整備局長等に当該申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分の日までの期間を 70 日とする。

なお、適正な申請を前提に定めるものであるから、形式上の要件に適合しない申請の補正に要する期間はこれに含まれない。また、適正な申請に対する処理についても、審査のため、申請者に必要な資料の提供等を求める場合にあっては、申請者がその求めに応じるまでの期間はこれに含まれないものとする。

### 19. 登録要件等の確認について

登録をするに当たっては、申請に係る営業所ごとに置かれる測量士（法第 55 条の 13）が法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次に掲げる方法により、その確認を行うこととする。

#### (1) 営業所ごとに置く測量士に係る登録要件の確認

誓約しようとする測量士について、測量士名簿記載事項証明書により、測量士名簿における勤務先名称及び勤務先所在地が登録申請書の会社名（営業所名）及び所在地と一致するか確認を行う。

また、営業所ごとに置く測量士に係る常勤性の確認については、法人の場合は被保険者標準報酬決定通知書の写し、個人の場合は国民健康保険被保険者証の写し、若し

くはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行う。

(2) 役員の名、営業所の所在地の確認

法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部（一部）証明書）の提出又は提示を申請者に求めることにより行う。